

	号外	定価 1部2円	職場改善の切実な 実態や声を突きつ け、11月7日の県 職労総務部長交渉 で前進回答を実現 させよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階 岩手県職員労働組合	

# 2025確定闘争⑤ ヤマ場 10.30 県職労・人事課総括課長交渉 危機事案対応 防疫等作業手当大幅引上げ 獣医師処遇 初任給調整手当引上げ 育休代替職員未配置職場に給与上の措置検討!?

## 総合案内員

交渉平行線 当局→部長交渉時に結論の姿勢  
**県職労** 現場実態もとに再考求める



改善回答を求める県職労交渉団

10月30日、県職労は2025確定期ヤマ場となる島山人事課総括課長との2度目の交渉を行った。

県職労独自課題の交渉結果は次のとおり。

(賃金等の地公共闘共通課題は11月4日付け赤枠号外第2741号を参照)。

**【交渉結果】** ①家畜伝染病等の危機事案対応について、交渉団から

「負担の重さに見合った十分な手当額となっていない」「他県でも手当の大幅改善がみられる。本県でも防疫等作業手当の大幅な改善を行うべき」と求めたことに対し「先般の鳥インフルエンザは職員の心身への負担も、これまでになく大きいものであった」「深夜割増などを含め、支給額を大幅に引き上げる方向で検討している」と回答した。



回答する  
島山人事課総括課長

②獣医師の処遇改善については「人材確保のため措置している獣医師の初任給調整手当について、現行規定の額が、全国中位となっていることを踏まえ支給額を引き上げる方向で検討している」と回答した。

(裏面に続く)

## 1 定年引上げを踏まえた高齢層職員の処遇改善

(県職労) 前回交渉で、国が60歳前後の給与カーブが連続的なものとなるよう、定年引上げ完成までに所要の措置を講ずることに言及されたが、現行の給料の55歳到達額の6～7割程度までしか昇給できない仕組みの導入を目論んでいるようにも見受けられる。高齢層職員の給与水準改善は、高齢層職員のためだけではなく、中堅層や若年層が将来を明るく見通すためにも、積極的に進めるべき。

(人事課総括課長) 前回回答は、定年引上げ時の国の人事院勧告の記載を引用したものであり、高齢層職員の給与水準引き下げを見据えてのものではない。本年の勧告では、高齢層職員も昨年を大幅に上回る引上げとなっている。

(県職労) 暫定再任用職員の不満は頂点に。最低でも4級格付けとするべき。

## 2 人員の確保及び長時間労働の是正(超過勤務手当の確実な支給)

(県職労) 人員不足の中で超過勤務縮減の取り組みを過度に求められれば、サービス残業の発生につながる。超過勤務手当の確実な支給と、その裏付けとなる必要な予算の確保について、人事課自身はもちろんのこと、各部局・各所属にも徹底するべき。

(人事課総括課長) サービス残業はあってはならないという前提のもと、今後も職員一人ひとりの業務量を適切に管理したうえで、必要な予算を確保していく。

今年度の超過勤務手当予算は、各部局から超過勤務の現状、今後の見込み等について聴取した。最終的な精査を行っており、今後不足が生じる見込みとなった場合は、必要に応じて補正を行うなど必要な予算を確保していく考えである。

## 3 育児休業を取得しやすい環境づくり

(県職労) 育休取得者が職場の心配をせずに済み、かつ職場でも育休取得者を快く送り出せるよう、代替職員の完全配置を含めた対応を徹底するべき。

(人事課総括課長) 休業の期間等によっては、代替職員が配置されないケースもある。他県や民間で、育児休業により職員が不在となり、代替職員が配置されない場合に、給与上の措置を行っているケースがある。制度が導入できないか検討を進めている。

## 4 会計年度任用職員(総合案内員の継続配置)

(県職労) 配置継続の方針を固めるべき。

(人事課総括課長) 来年度の配置は、合同庁舎内の各所属の設置状況なども総合的に勘案して検討しており、次回までには結論を出したい。

(県職労) 任用終了の所属がある場合、県で別の職に任用する途を開くべき。

(人事課総括課長) 勤務実績を考慮せず、本人の希望のみでの任用は平等取扱いの原則からも不適切。翌年度の配置予定は、当該職員の求職活動に支障が生じないように、情報提供や公募開始の時期を可能な限り前倒ししている。

(県職労) 総合案内員が担ってきた業務そのものは消滅しない。業務をどのように精査しそのための人員をどう配置するかを、任用終了議論より先に示すべき。

(人事課総括課長) 職員数は効率的で効果的な行政運用を進めていくため、適切に対応。

(県職労) ヤマ場交渉ですら納得いく回答が得られていない。業務内容がどうなっているか現場職員の意見を踏まえ再考を。総務部長交渉時での拙速な回答は容認できない。